

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230703	有限会社エヌサービス (法人番号 8180302021132) 代表 者長坂尚樹	愛知県安城市福釜町中根 84-1	本社営業所	愛知県安城市福釜町中根 84-1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	令和5年5月25日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	0	0
2	20230705	山北興業株式会社(法人 番号 2180001120208) 代表 者山田謙司	愛知県あま市新居屋江上 田31番地97	本社営業所	愛知県あま市石作中小路 50番地	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第3号	令和5年2月16日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20230712	株式会社一六（法人番号9180001120416）代表者生川博康	愛知県名古屋港区木場町2番地の56スベリアシティ名南アネックス I 1305号	本社営業所	名古屋市港区木場町2番地の56スベリアシティ名南アネックス I 1305号	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年9月28日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
4 20230714	株式会社加納運輸（法人番号9080401006126）代表者加納文夫	静岡県湖西市新居町新居2967-1	本社	静岡県湖西市新居町新居字弁天2967-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年6月8日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20230719	光洋運輸株式会社(法人番号4190001003896)代表者内山隆	三重県亀山市能褒野町3-26	本社	三重県亀山市能褒野町字能褒野3-26	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和5年6月8日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
6 20230724	MKTトランスポート株式会社(法人番号2200001018507)代表者杉山元一	岐阜県加茂郡川辺町比久見57番地1	可児営業所	岐阜県可児市羽崎3110番地1	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年6月28日及び令和5年2月17日、監査方針に基づき、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7	20230724	永友運輸株式会社(法人番号4190001020636) 代表者永友健	三重県伊賀市長田字北山出4800-2	本社営業所	三重県伊賀市佐那具町575番地13	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年11月2日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20230726	関ヶ原運送株式会社 (法人番号 5200001014800) 代表 者谷川武光	岐阜県養老郡養老町宇田 字本堂50-13	本社営業所	岐阜県養老郡養老町宇田 字本堂50-13	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年2月6日、公安委員会からの通知を端 緒として、監査を実施。7件の違反が認められ た。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、 (2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼 の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、 (4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行指示 書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する 指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指 導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)	5	5
9	20230728	株式会社アキライン(法 人番号 7200001016720) 代表 者高木明	岐阜県安八郡輪之内町里 372番地の1	本社営業所	岐阜県安八郡輪之内町里 字鍋弦372番地の1	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年2月9日及び令和5年3月3日、監査方 針に基づき、監査を実施。6件の違反が認めら れた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行 記録計による記録義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第9条)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10	20230728	大昇運輸株式会社（法人番号 3180301015809）代表者安澤正勝	愛知県高浜市碧海町1丁目2-4	本社営業所	愛知県高浜市碧海町1丁目2-4	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年12月28日及び令和5年1月30日、監査方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6
11	20230728	勅使川原産業株式会社（法人番号 5180001097947）代表者勅使川原賢	愛知県あま市新居屋山131-1	羽島営業所	岐阜県安八郡輪之内町南波字村西29	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年3月13日及び令和5年3月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、特別監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20230728	吉田海運株式会社(法人番号4310001006143) 代表者吉田康剛	長崎県佐世保市三浦町1-34	愛知営業所	愛知県碧南市六軒町二丁目70番1	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年11月17日及び令和4年11月25日、監査方針に基づき、監査を実施、13件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。